

いきいきハウス（日吉町・池尻）利用料金表

- ◆ グループホーム（〔介護予防〕認知対応型共同生活介護）のサービス提供を受ける場合は、原則としてサービス費（下記表の基本単位 + 各種加減算）の1割、2割又は3割をお支払いいただきます。
- ◆ サービスが介護保険の適用を受けていない部分については、サービスの全額（10割）をお支払いいただくことになります。
- ◆ 災害時等の特別な事情が無く保険料を滞納した場合は、滞納した期間に応じて「給付制限」を受けることとなります。

【(a) 法定外給付】

区 分	利 用 料
家 賃	28,000円 / 月 (日吉町)
	30,000円 / 月 (池尻)
光 熱 水 費	12,000円 / 月 (日吉町)
	10,000円 / 月 (池尻)
食 材 料 費	25,000円 / 月 (共 通)

【(b) 基本単位】

要介護状態 区 分		自 己 負 担 額 / (単位) 円	
		1日あたり	1ヶ月あたり (31日計算)
要支援2	1 割	761円	23,591円
	2 割	1,522円	47,182円
	3 割	2,283円	70,773円
要介護1	1 割	765円	23,715円
	2 割	1,530円	47,430円
	3 割	2,295円	71,145円
要介護2	1 割	801円	24,831円
	2 割	1,602円	49,662円
	3 割	2,403円	74,493円
要介護3	1 割	824円	25,544円
	2 割	1,648円	51,088円
	3 割	2,472円	76,632円
要介護4	1 割	841円	26,071円
	2 割	1,682円	52,142円
	3 割	2,523円	78,213円
要介護5	1 割	859円	26,629円
	2 割	1,718円	53,258円
	3 割	2,577円	79,887円

【(c) 加算分】

加算内容		自己負担額 / (単位) 円	
		1日あたり	1ヶ月あたり (31日計算)
初期加算 (※30日を限度に算定)	1割	30円/日	900円/月
	2割	60円/日	1,800円/月
	3割	90円/日	2,700円/月
	利用を開始した日から起算して30日以内の期間に算定。		
若年性認知症利用者受入加算 (※30日を限度に算定)	1割	120円/日	3,720円/月
	2割	240円/日	7,440円/月
	3割	360円/日	11,160円/月
	若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族に希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価を行う。		
医療連携体制加算(Ⅰ)ロ (※要支援者は算定不可)	1割	47円/日	1,457円/月
	2割	94円/日	2,914円/月
	3割	141円/日	4,371円/月
	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置し、事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。重度化した場合の対応に係る指針を定め、利用の際に利用者及びその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。		
医療連携体制加算(Ⅱ) (※要支援者は算定不可)	1割	5円/日	155円/月
	2割	10円/日	310円/月
	3割	15円/日	465円/月

	<p>医療連携体制加算（Ⅰ）を算定していること。 算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 喀痰吸引を実施している状態 2. 経鼻胃管や胃婁等の経腸栄養が行われている状態 3. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 4. 中心静脈注射を実施している状態 5. 人工腎臓を実施している状態 6. 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 7. 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 8. 褥瘡に対する治療を実施している状態 9. 気管切開が行われている状態 10. 留置カテーテルを使用している状態 11. インスリン注射を実施している状態 		
<p>協力医療機関連携加算 （Ⅰ）</p>	1 割		100 円/月
	2 割		200 円/月
	3 割		300 円/月
	<p>協力医療機関との間で、利用者等の同意を得て、当該利用者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的 に開催していること。 （協力医療機関の要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制が常時確保していること。 2. 事業所からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 		
<p>協力医療機関連携加算 （Ⅱ）</p>	1 割		40 円/月
	2 割		80 円/月
	3 割		120 円/月
	<p>上記加算要件の第1.2項以外の場合。</p>		
<p>認知症チームケア推進加算（Ⅱ）</p>	1 割		120 円/月
	2 割		240 円/月
	3 割		360 円/月

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 2. 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 3. 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 4. 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	<p>所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月分の総単位数※特定処遇改善加算を含めない）に11.1%を乗じた単位数で算定します。</p>	
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	<p>所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月分の総単位数※処遇改善加算を含めない）に2.3%を乗じた単位数で算定します。</p>	左記の加算は、制度改正により、令和6年5月31日をもって終了し、新加算へ移行します。
介護職員等ベースアップ支援加算	<p>所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月分の総単位数※処遇改善加算及び特定処遇改善加算を含めない）に2.3%を乗じた単位数で算定します。</p>	

<p>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） （新）</p>	<p>介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に17.8%を乗じた単位数で算定します。</p>	<p>左記の加算は、制度改正により、令和6年6月1日より施行します。</p>
<p>新興感染症等施設療養費</p>	<p>利用者が別に厚生労働省が定める感染症（現時点において指定されている感染症はない。）に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者等に対し、適切な感染対策を行った上で、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。</p>	<p>1割…240円/回 2割…480円/回 3割…720円/回</p>

（例：要介護1、負担割合1割の方の場合）※31日計算、医療費・おむつ代等は含みません。

(a) 65,000円 + (b) 23,715円 + (c) 7,369円 = 約96,084円/月

※1 上記の金額は算定する加算により変動する場合があります。

※2 定額の特別プランも御座いますので、利用料金については、個別にご相談ください。